

申請から認可等までの手続きフロー図

認可地縁団体の申請は以下のような手続きになります。

1 区域に住所を有する人の意思確認

- ・認可要件の確認（目的、区域、構成員、規約）
- ・保有資産（取得予定予算）の確認



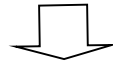
2 事前準備

- ・規約の作成
- ・構成員名簿の作成
- ・代表者の選任準備
- ・保有資産（取得予定資産）目録の作成

地縁団体規約等の整備
・総会招集手続き

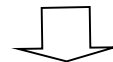
事前相談

市役所
地域づくり課



3 総会の開催（総会にて申請する旨の議決が必要）

- ・規約の決定
- ・構成員名簿の確定
- ・代表者の決定
- ・保有資産（取得予定資産）目録の確定

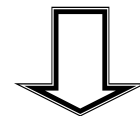


- 4 認可申請書・印鑑登録申請書の作成及び提出
- ・認可申請書類に関係種類を添付

認可申請

市役所地域づくり課

書類審査



地縁団体の認可・台帳作成・告示

変更の届出等

・告示事項（代表者、事務所の所在地）変更がある場合は、届出書が必要です。

・規約を変更する場合は、変更認可申請書が必要です。

変更の届出

変更認可申請

市役所地域づくり課



台帳更新・告示等